

城地孝著

## 『長城と北京の朝政』

——明代内閣政治の展開と変容——

谷井陽子

本書は、一九七八年生まれの著者が、二〇〇四年から二〇一一年までの間に発表した研究成果に基づいて書き上げたものである。「若い知性のデビュー作」を謳う京都大学学術出版会（プリミエ・コレクシオン）から出版されているように、気鋭の若手研究者が最初に世に問うた著作と位置づけられる。

本書が扱うのは、明代後半の嘉靖（一五二一—一五六六）・隆慶（一五六七—一五七二）朝の政治史であるが、この時期は明朝に対する外圧の高まった時期であることから、著者は対モンゴル問題をめぐる政治過程を分析することにより、「明朝政治の具体像をえがきだそうと」したという。本書の内容に即して補足すれば、速やかな実施を要する重大な政策の決定過程を通して、当時の政治システムの特徴を捉えようとしたものと言えよう。第六章を除いて、分析の対象は意思決定の局面に絞られ、「諸アクター」すなわち皇帝や内閣大学士、六部・科道の各官、辺境の総督・巡撫らの意思と行動が、意思決定に至る過程でどのように働いたか

が検討されている。そこから、明朝体制下における皇帝の位置づけ、内閣の権力強化、廷議の役割といった問題が取り上げられ、考察されるのである。

第一章「皇帝「親裁」に翻弄されたオルドス回復計画」と第二章「朝貢の理念と現実」は、政策決定において皇帝自身の意思が強く反映された世宗朝を取り上げる。

一五世紀半ばにオルドスを喪失したことは明朝にとって痛手であったが、その回復は事実上不可能とみなされていた。ところが、嘉靖二五年一〇月に陝西三辺総督曾銑がオルドス奪還の建議を行ない、首輔夏言の後押しのもと、世宗の裁可を得て推進された。

陝西の巡撫らは表向き計画を支持しつつ実は様子見を行ない、兵部尚書は廷議において可否を議すよう上請した。世宗は決行を強く促す形で審議を命じ、オルドス回復計画は動き出すかに見えたが、二七年正月、陝西から災異の報告を受けた世宗の諭旨によって風向きが一変する。世宗は計画を進めようとした夏言を叱責して罷免し、曾銑ら関係者を処分した。

ここで著者は、計画の中止を決めたのが、反対意見の裁可ではなく、災異を機に世宗が独自に出した諭旨であったことに注目している。このこと自体は「皇帝親裁」という王朝政治の原則に則ったものであるが、皇帝の決裁が官僚の政策審議と乖離して行なわれたことは官界の混乱を招き、安定した君臣関係を損なうものであった。こうした状況にあつて、官僚たちは彼らの意向を反映しながら政策決定がなされるよう、政治運営の改革を目指していたという。

嘉靖二九年八月、アルタンが入寇して朝貢を要求すると、朝貢

許可をやむなしと見る廷議とは裏腹に、世宗は討伐を強く命じた。首輔嚴嵩らは強硬姿勢の世宗をなだめ、その間に関係する官僚の中から、征討の準備が整うまでの措置として、「朝貢」によらない辺境での交易「馬市」を行なう案が浮上して来る。馬市の実施には激しい反対論が生じるが、有効な対案はなく、嚴嵩は世宗の動搖を押し切って実施に踏み切らせた。馬市はひとまず順調に始まったものの、アルタンが要求を拡大し、明側が拒否したことから、モンゴルの侵寇が再開する。馬市は侵寇を緩和し軍備を整えるための措置であるという名目からすれば、馬市を実施する理由がなくなったことになる。中央官僚の馬市支持は減退し、世宗は以後「馬市を建議する者は斬」として、全面禁絶を命じるに至る。

この時期の馬市の実施について、モンゴルの軍事的脅威によるものとす通説に対し、著者は世宗がアルタン征討の意を強めたことを直接の契機とする。朝貢本来の意義に固執する原理主義的な世宗を説得し、現実と折り合いをつけるべく提起されたのが馬市という策であったとする位置づけである。内閣は帝意から離れた政策を独自に打ち出すことができなかった。しかし著者は、帝意を奉じながらも現実に沿って事態を軟着陸させた嚴嵩らは、政策決定において積極的な役割を果たしたと評価する。こうした内閣のあり方が、政務の主導を内閣に求める動きにつながったと見るのである。

続く第三章「顧問団」から「行政府」へから、史料紹介のための付章「『少保鑑川王公督府奏議』と『兵部奏疏』」を挟んで、第四章「行政府」型内閣の光と影（一）、「第五章」行政府」型内閣の光と影（二）までは、穆宗朝における対モンゴル政策決

定の過程に沿って、内閣が皇帝の「顧問団」から政治を主導する「行政府」へと変化したことを示し、そうした「行政府」型内閣が果たした役割のポジティブな側面とネガティブな側面を論じる。

穆宗朝の内閣は、僅か五年の間に三人の首輔が交替し、のべ九人の大学士が出入閣を繰り返したように、激しい政争に特徴づけられる。世宗朝から引き続き首輔を務めた徐階は、専権を防ぐために公論を重視する方針を打ち出し、自らは皇帝の顧問に徹する姿勢を示した。現実には六部より上で政務を主導する存在が必要であり、穆宗は政務に積極的にできなかったため、内閣にその役割が期待されたが、徐階はそれを引き受けようとしなかった。徐階退陣後、首輔李春芳と陳以勤は徐階と同様の路線を志向したが、趙貞吉・高拱・張居正は主体的な政務推進を目指し、政策方針の違いもあつて、閣内に軋轢が絶えなかった。高拱が首輔となると、内閣の「行政府」化、首輔の「宰相」化が決定的となったという。

隆慶・万暦期の内閣政治の展開を、保守派から改革派への権力移行と捉える韋慶遠の説を批判しつつ、著者は当時の内閣大学士が内閣の役割をどのように考えていたかという視点で分析を試みる。とはいえ、趙貞吉を徐階・李春芳に近いと見るか、高拱・張居正に近いと見るかを別にすれば、この時期の内閣を両派に分けて対照させ、一方から他方への移行と捉える点では韋慶遠と一致しているし、韋慶遠が政治指針や政策の問題を論じているのに対して、著者が論じているのは謂わば制度運営の問題である。先行研究を批判的に乗り越えるというよりは、むしろ同じ現象について別の角度から分析したと言うべきであろう。

内閣は永樂帝が一種の秘書・顧問団として設置したものである

が、その後の政治情勢に合わせて役割が変化し、内閣がどのような役割を担うべきかについては、共通認識が確立していなかった。著者によれば、政治的意思決定は公論によるべきであるとの考えをもち、内閣大学士は政策を建議する責任を負わないとする徐階に對して、高拱や張居正は首輔を事実上の宰相と明言し、政治を主導するとともに、他の大学士を属官として育成しようという動きも見せていた。この時期の内閣政治の変化は、こうした内閣の「性格」の変化として捉えられるという。

その上で、著者は隆慶朝に成立した「行政府」型内閣が実際に果たした作用を、いわゆる隆慶和議の成立に沿って以下のように示す。アルタンの孫バハンナギの投降を機とする和平交渉は、宣大總督王崇古と大同巡撫方逢時によって提起されたが、二人は正式に上奏する前に高拱・張居正と意見交換を行ない、計略を練っていた。王崇古の建議に對して、審議を命じられた兵部は慎重論を示したが、内閣は穆宗に直接働きかけて建議に沿った決定を下した。バハンナギ返還の実現後は、アルタンおよび右翼モンゴル諸侯の封賞と互市が問題になる。関係各官の意見の不一致を問題にする兵部を尻目に、内閣は王崇古ら地方官と直接協議して封賞・互市を進めていた。封賞・互市が正式に建議されると、兵部尚書郭乾は廷議を請い、廷議の結果は賛否相半ばするものとなった。郭乾は議論を集約することができず、結局は内閣大学士が皇帝に面奏して封賞・互市を許可する決定に導いた。

和議の成否は多分にモンゴル側の出方にかかっていたので、明朝の官僚たちの議論は平行線を辿らざるを得ず、全体の合意をとりつけようとする兵部には事態を進展させる術がなかった。現場

では迅速な決定を求める声があり、皇帝のリーダーシップを期待する向きもあったが、皇帝は内閣に丸投げするばかりであった。そうした中、内閣は政治を主導して、現場の危機に對応できる意思決定を実現したのであり、著者はここに「行政府」型内閣の積極的な側面を見ることができるとする。

一方で、陝西での互市については、現場の総督・巡撫らの反対を中央政府が押し切る形で実施が決定された。督撫らの反対は陝西地方の現状認識に基づく切実なものであったが、内閣の和議推進策の前に圧殺されることになった。山西のように互市を成立させる条件を備えていなかった陝西では、十数年後に和議の破綻が決定的なものとなる。著者はここに「行政府」型内閣の政治運営の矛盾が見えるとする。

当該時期に出現する「強力な内閣」を政治上に位置づけるため、内閣大学士が主体的に担った役割に従って性格付けを行ない、政府内の力関係を腑分けした論旨は明快であり、説得力がある。だが本書の最大の成果は、抽象化された議論よりも、内閣が果たした役割を、具体的な政治過程における官僚たちの発言や行動を通して浮かび上がらせたことであろう。政策決定に至る様々な局面で、当時の官僚たちが内閣に何を期待したか、内閣大学士自身が何をしたか、またしようとしたかを追っていくことで、関係者の意思を含む様々な政治的要因に規定されつつ動き機能していた内閣の姿が明らかにされている。

もとより、なお検討を要すると思われる部分も少なくはない。たとえば、世宗の「原理主義」については、必ずしも世宗個人の志向性として片づけられるものではあるまい。世宗が原理主義に固

執したことが国益上いかに不都合であったとしても、「原理」に適っているがゆえに、単に皇帝の意向である以上の重みをもったに違いない。だからこそ、馬市の実施には反対論が沸騰したのであるし、世宗死後の隆慶和議に際しても、アルタンの恭順の意が強調され、平和に乗じて軍備を整えるという方針が実施要項から外せなかった。国家を取り巻く客観的状况がどうあれ、政策決定上決して無視できない正当な筋というものが朝廷の中で共有されていたのであり、それは皇帝の代を超えて常に一定の政治的勢力を形成したはずである。

こうした「原理主義」の主たる支持者であった科道官の動向は、本書ではあまり積極的に捉えられていないが、政務において謂わば無責任な立場から発言できる科道官の意見は、朝廷の正道を示すものとして無視できない政治的意味をもったと考えられる。そもそも、科道官の設置自体にそうした役割が込められており、行政への牽制が制度化されていたことを思えば、彼らの動向も正面から捉える必要があるのではないか。

また、徐階の内閣運営の姿勢を「公論重視」という「政治的理念」として評価できるとは、本書で示された史料からは納得し難い。徐階は職務を分かち合うべき閣臣の増員を請い、己がいかに「専」を憎んでいるかをアピールし、決定の責任を他の官僚に分散させようとはしている、具体的な「公論」を積極的に汲み取って役立てようとしていたようには見えない。彼の前の首輔が、夏言・嚴嵩と二代続いて「専」の咎を被って終わりを全うしなかったことを思えば、ただ保身の観点から「専」の誘いを避けようとしたと見る方が自然に思われる。郭乾について「合意形成を重

視」したとする評価も同様に疑問である。庚戌の変の際に兵部尚書丁汝夔が誅殺されたことを思えば、できる限り責任を回避したがる理由はあった。

いずれにせよ、そうした姿勢を引き出す背景として、朝廷全体に「専」に対する忌避感・警戒感が存在したのは間違いない。その裏返しとして称揚されるのが「公」であろう。だが、徐階のように諸司や督撫に責任を押し付けることが「公」であると、当時の官僚たちは本当に考えていたのであるうか。「公」が具体的にどのような方法で実現されると考えられていたかは、当時の官僚たちの見解を広く取り上げて検討する必要があるのではないかなお、著者は第四章で、科道官が「詳議」「確議」を行なうよう上奏したのを、廷議による決定を主張したと解しているようであるが、納得し難い。著者も当然承知しているようだが、「議」という語は基本的には単に「はかる」ことであって会議を指すとは限らず、まして廷議を指すとは決められない。敢えて「決定のあり方」を特定していると見るのであれば、然るべき論証が必要であろう。当該史料を単純に読めば、「慎重に検討する」ことを要求しているとししか解されない。

しかしながら、こうした点は本書の瑕疵ではなく、むしろ著者のみならず当該分野の研究者が今後考えていくべき問題を提示していると思われるであろう。

第六章「朝政の舞台裏」は、中央政府の政策決定過程を扱った第五章までと趣を異にし、無位無官の身で政界の裏工作に暗躍した邵芳なる人物を取り上げ、同時代の政治の裏面に光を当てている。邵芳は、科挙受験に挫折して官僚となることを断念し、総督

胡宗憲の幕下に入つて倭寇対策などの猷策に功績を上げ、同時に多くの文武官と面識を得て人脈を築いていった。胡宗憲が失脚すると、徐階と争つて職を解かれていた高拱と接触し、その幕客となる。高拱の内閣復帰は、邵芳の策謀によると伝えられている。

高拱が首輔となると、邵芳は官爵の売買を請け負つて中間で賄賂を貪り、地方官の弱みを握つてほしいままに振る舞うなど、大いに悪評を買つた。高拱が失脚すると、彼は張居正の差金で陥れられ、刑死させられたという。邵芳のような在野の政客の活動は他にも伝えられており、当時の政界において一定の立場を確立していた。官僚たちにとって、彼らは有用な存在であり、相互に依存し合う密接な関係にあつたとされる。

政治は廟堂の中でのみ行われているわけではなく、公式の場でも遣り取りされる言葉や文書は、官僚以外の無数の人々の政治的活動の上澄みに過ぎない。だが、水面下で繰り広げられた政治的活動は史料に残りにくく、残つた史料の信憑性にも問題がある。ここで著者は、宗譜に収録された伝記という形で伝えられた貴重な史料を利用して、事実関係を慎重に検討しながら、邵芳と彼を取り巻く人々の活動を跡づけ、彼らが生きた政界の裾野の動きを描き出している。単に珍しい史料に基づいて珍しい事実を明らかにしたというのではなく、それによつて見えにくい世界に光を当てることに成功している。本書の中で最も広がりを感じさせる章である。

以上の各章は、すべて個別の政策の決定過程や個人の事績を追跡し、実証的に明らかにした事実関係を通して、明代の政治の特徴を導き出している。謂わば手堅い手法に基づく研究成果と言

えよう。それに対して、第七章「明代廷議における意見集約をめぐつて」だけは異色であり、冒険してみた、という感を与える。

廷議とは、九卿・科道官ら主だつた中央官僚が、国政上の重要事案について得失・可否を討議するものである。皇帝の下問に対して答申することを目的とし、答申する責任を負う担当官庁、一般には六部の尚書が主催し、意見を取りまとめた。この廷議の結果が、意思決定過程の上でもつた意味は、従来「皇帝が決裁をくだす際の参考意見」に過ぎないとされていたが、そうした大原則ではなく、より積極的な意義を探らうというのが本章の課題である。

本章は大きく分けて二つの問題を扱っている。一つは、廷議の意見集約にどのような原則があつたのかという問題である。廷議では必ずしも一つの意見に集約する必要はなかつたとされているが、著者は(Ⅰ)薛瑄の文廟從祀問題では、圧倒的多数が賛成していたにもかかわらず、全員一致に至るまで先送りされ、その後の王守仁從祀問題でも、その考えが強く主張されたこと、(Ⅱ)アルタン封貢問題では、賛否が二分したのに対して、兵部尚書が一応反対多数ではあつたが不許可とせず折衷的な案を答申したこと、封貢を認める論旨が下された後、それが「宸断」であると知つて「異議稍や息む」とされたこと、これらをもつて、「異論が出ない状態に至る」ということが「決定にあみきる上で相応のおもみをもつた」ことを示唆するという。著者は、「諸官の意見を集約してなんらかの決議案をとりまとめていくに際して、その方案に対して異論が提起されないということを決定的な要件とみなす認識」があつたとする。これは「ただひとつの選択肢しか存在しな

い状態に至らしめる」ことで判断の当否が問題になる契機をなくし、決定の妥当さを確保するという原理に支えられていたのだという。

評者の見るところ、この議論は一つの案として提示することに意義はあっても、説得力があるとは言いがたい。文廟祀祀問題において、全員一致に至るまでいつまでも先送りすることができたのは、体制教学に関わるため万が一にも後で非難されてはならず、かついくら先延ばししても構わないという特殊な問題だったからであり、先送りができない、あるいは望ましくない多くの政治問題とは根本的に異なる。アルタン封貢問題において、兵部尚書が折衷的な案を答申したことや、封貢許可の「宸断」が下つた後に「異議稍や息む」とされたことをもって「異論が出ない状態に至る」ことが重んじられた証左とするのは、評者には理解できない。兵部尚書が折衷案を出したのは、「六、七割が反対している」事実と「中止するのもまた困難」な現状のどちらにも立ち向かえなかっただけではないのか（著者は「安易に多数意見をとりうとせず」と評価するが、安易に多数意見を取って戦端を開いた場合、責任を問われる立場にあったのを忘れてはなるまい）。「宸断」を知って「異議」がやんだのは、もはや反対しても無駄と諦めたためではないのか。

これら「わずかふたつの事例」をもって一般化することは、著者自身も「むずかしいところである」と認めているが、評者もやはり無理があると考ええる。そもそも、多数の意見を集約する上で、「異論が提起されない」ことが決定的な意味をもつのは当たり前である。およそどのような会議でも、異論が提起されなければ結

論は一つしかあり得ない。決め方のルールが定まっていな以上、慎重の上にも慎重を期すべき場合や、判断する責任を負いたくない場合に、この絶対安全圏に逃げ込みたくなるのは無理もあるまい。逆に言えば、「僉同（みな）じ」でもなければ確実に正当とみなされないほど、決定方法についての原則が不在であったと見るべきではないのか。

明代中国の政治の特徴を取り上げるに当たって、著者ができる限りネガティブな評価を避け、積極的な意味を見出していることと用いる「決議」や「合意形成」といった表現に違和感を覚えるが、それは近代的な会議の概念を明代中国に無批判に適用しているように見えるからである。廷議の主催者が取りまとして覆奏した内容は「決議」、すなわち会議体による意思決定なのか。廷議は参加者の「合意」を指すものなのか。これらが本来、明代の公的な会議に馴染まない概念であれば、そうした概念を用いて問題を立てても、積極的な意味を見いだせる可能性は低からう。

明代の廷議の性格を検討するのであれば、決定方法以前に、そこでの決定の何たるかを検討するべきではないのか。そこまで遡って考えるのであれば、評者はこの章で取り上げられた第二の問題である「覆疏作成のプロセス」について、一層掘り下げるのが有効ではないかと思う。

著者によれば、明代の廷議は弘治年間にはすでに形骸化が問題になっていたが、隆慶朝になって、主催者が審議すべき案件を事前に参加者に配布し、各々意見を書かせて回収し、「考訂」を加

えてから会議に持参するという方式が成立した。万曆三十一年の「楚獄」についての廷議では、諸官がそれぞれ意見書を提出、署名した上で散会、その後、主催者が覆疏を起草し、数多い意見書の内容を要約して書き込み上奏したが、意見書を全文抄写しなかつたことが問題になつたという。

評者が注意を惹かれたのは、ここで廷議参加者は意見書を提出しただけで署名し、覆疏はその後で作成されていることである。参加者は覆疏を確認していいことになるから、署名によつて保証できるのは、自分が確かに意見を出した（つまり会議に参加した）という点だけであり、主催者がまとめた結論に責任をもつということではない。その点を考えれば、覆疏で答申するのは廷議における「決議」案ではなく、出された意見を（もしも討論があつたとすればその結果も）参考にし、主催者がまとめた決定原案ということになる。参加者の「合意」は問題にならないし、そもそも勝手に「合意」などすべきではないのか。（だからこそ、すべての意見を皇帝に示す必要があるのではないか。）他の引用史料を見ても、参加者に求められているのは責任をもつて意見を出すことであり、結論を定めることではない。廷議の結果、何がしかの結論を出す義務があるのは主催者だけであり、だからこそ意見が割れた時には判断する責任が重くのしかかつたのであろう。つまり、廷議とは広く意見を徴する場であつて、答申案を決定する場ではなかつたことになる。

書評において、このような思いつきの反論もどきを書くのは不適切であろうが、こうしてわざわざ書くのは、一読して全く異なる議論の可能性が思い浮かぶほど、論証も論旨の展開も不十分だということを示したいからである。この章で展開された議論は、なお検討を要すると思われるし、まして「異論なき状態をもつて決定にふみきる要件とする合意形成のあり方」などを前提として更なる議論を展開しようとするのには、非常な危惧を覚える。著者がこのような問題に挑戦したこと自体は壮とすべきであり、今後も続けていくことが期待されるが、拙速に結論を出そうとする必要はあるまい。

本書は、着実な基礎能力やそれに基づく将来性を示した点も、少々勇み足というべき点も、すべて含めて気鋭の若手研究者が最初に世に問うた著作にふさわしいと思われる。評者は、本書の真価が定まるのは今から二十年後であろうと考える。二十年後に著者の研究が大きく開花していれば、本書はその基盤をなしているように、あるいは考え直すところがあつたとしても、それは飛躍のための糧として評価されよう。

（A5判）四四八頁 二〇一二年六月

京都大学学術出版会 税別四五〇〇円

（天理大学文学部教授）